

ミニ開発が申請されている土地の造成計画について、造成工事に際して画地内の樹木の保存への配慮、及び開発計画の一部を変更をすることについての陳情

**【陳情項目】**

① 近隣の自然環境を保全するためにも、開発区域内の樹木の伐採は最低限とし、特に樹齢が古くて大きな添付の樹木位置図にある松10本、桧1本、計11本の樹木は、伐採しないでください。

また、造成工事の完了後、伐採した樹木に代えるものとしての植栽は、十二分の配慮をしてください

② 土地利用計画図によるNo.4とNo.5の画地は、土地利用計画断面図のような計画を一部変更し、南側高地部には盛土を行わず、逆に現状の南側の地表線まで切土し、北側の斜面部は南側高地部の地表線と水平の高さまでの盛土としてください。

上記に指導するよう、市に働きかけてください。

**【陳情理由】****(1) 開発申請計画の概要**

## ・ 土地の地番・面積

藤沢市鶴沼桜が岡4丁目2442番112の一部

(鶴沼桜が岡4丁目15番7付近)

936.78㎡(約283坪)

## ・ 開発計画

高台上の、四囲は比較的敷地規模の大きい既存住宅が建ち並んでいる中の一部の土地を、別紙添付の土地利用計画図(申請者提示)の如く、約130㎡(3画地)～約144㎡(1画地)～約200㎡(1画地)の5画地を開発・造成する、いわゆるミニ開発である。

**(2) 陳情項目①についての理由**

開発申請が行われている土地は、風致地区にあって、長い間、一画地の一戸建住宅の敷地として利用されてきた。敷地内には樹齢が数十年と推測される高さが10m以上を超える樹木が10本以上あるほか、低木など緑あふれる住宅地となっている。

この住宅の周辺も、貴重な緑を残すべく、住民同士が折り合いをつけながら閑静な住宅街を形成してしている。風致地区では、開発許可にあたっては「既存樹木をできる限り保存、移植などの処置を講じる」としている。

一定の緑を保全するため、制限がある風致地区でさえ、この緑の割合は、ここ半世紀余りで激減している。また緑や街並が失われていく現状を憂いて、鶴沼地区では自治会が独自のルール「住民協定」を策定する動きが活発である。

こうした鶴沼らしい貴重な住環境を次世代に引き継ぐためにも、開発許可において、市当局は該当する11本の古い大木を残すよう配慮していただきたい。

### (3) 陳情項目②についての理由


No.4とNo.5の画地はその北側に接する隣地よりも3.6m高く位置することになって、北側隣地の既住の居住者は南側の目の前に異常に高い擁壁が造られることによって、日照・通風・景観等は大きく害され、建てられる住宅の居住者から高い位置から見下ろされることになる等、住環境は大きく破壊されることになるので、地表線はできるだけ低くしていただきたい。

平成30年8月29日



住所 藤沢市鶴沼桜が岡4丁目15番36号

氏名

宮 寺 榮 一 

藤沢市議会議長

松 下 賢 一 郎 様